

県立施設移譲に係る公募プロポーザル質問回答表

【あゆみの家】

No.	受付日	質問	回答
1	8/14	<p>実施要項：第2の4 土地の取扱 「土地の取扱については、第3の2の(2)に記載の本契約の締結後、移譲先事業者と病院機構で協議することとなります。」</p> <p>①実施要項「第1の3(9)によれば、「令和2年12月 本契約」と記載されていますが、実施要項第2の4の「本契約の締結後」とは、具体的にいつを意味するのかご教示ください。</p> <p>②本契約の締結後に、病院機構との間で土地の取扱の協議を経てもなお合意に達しなかった場合における売買仮契約及び本契約の法的効果をご教示ください。併せて、売買仮契約及び本契約の締結時にそれぞれ使用される予定の契約書の草案もお示しください。</p>	<p>①仮契約書において、「議会の議決を得たときは、これを本契約とする。」旨の条件を付しますので、令和2年12月県議会における議決日以後(日程未定)となります。</p> <p>②仮契約書(兼本契約書)の内容につきましては、移譲予定事業者決定後に協議いたします。</p>
2	8/14	<p>実施要項：第2の2 事業実施に関する条件 (1)運営に関すること ②利用者の継続利用 「現在のあゆみの家の利用者を継続して利用させることとします。」</p> <p>・実施要項の上記該当項目の記載は、障害者の権利条約、障害者総合支援法の観点から利用者のニーズや希望が尊重されていない表記になっています。すなわち、現在、利用者と現指定管理者との間で利用契約が締結されていますが、令和3年4月1日以降に利用者があゆみの家の利用を希望しない場合は、移譲先事業者が現在の利用者の継続利用を中止する扱いとするという理解で正しいか、見解をお示しください。</p>	<p>・当該項目は、運営事業者が変わった場合においても、あゆみの家の利用を希望している方が継続して利用ができるよう配慮するものです。 利用者の意思を尊重しないものではありません。</p>